公立大学法人会計基準の改訂について

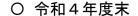
◇ 内容

令和5年度決算から公立大学法人会計基準が改訂(一般に分かりにくい資産見返 負債の原則廃止)されました(国立大学法人は対応済み)。

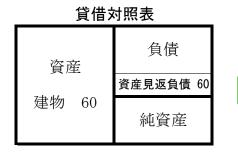
このため、前年度に比べ、多額の臨時利益(キャッシュの裏付けなし)が発生 し、当期純利益・当期総利益の大幅な増額につながっています。

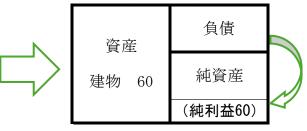
また、固定資産において損益均衡を行わなくなるため、単年度の損益の増減に影 響が出てきます(減価償却費と資産取得費のバランスにより損益の規模が変化)。

★影響1:会計基準改訂の初年度(令和5年度)は、多額の臨時収益が発生



〇 令和5年度期首





貸借対照表

運営費交付金、寄附金で償却資産を 購入している場合は、期首に既存の 資産見返負債を臨時利益に振り替え

損益計算書

費用 収益

臨時利益60

×1年度×2年度×3年度

(キャッシュの裏付けなし)

★影響2:単年度で損益は均衡しなくなるため、損益の増減に影響

〇 令和4年度末

貸	借	対	照	表

費用 (減価償却費)	20	20	20
収益 (資産見返負債戻入)	20	20	20
利益	0	0	0

損益が均衡しているため、損失は発生しない



〇 令和5年度期首

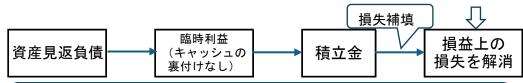
貸借対照表

資産	負債			
建物 60	純資産			
	(純利益60)			

×1年度×2年度×3年度

費用 (減価償却費)	20	20	20
収益 (運営交付金収益)	60	0	0
利益	40	△20	△20

次年度以降、損益が均衡していないため、損失が発生



次年度以降、単年度の損益の増減に影響(減価償却費と資産取得 額のバランスにより、損益の規模が変化)

公立大学法人会計基準の改訂による収益化の処理

資産見返負債の処理を廃止し、運営費交付金や寄附金で固定資産を取得した場合は、直ちに収益化(負債を収益に振り替える処理) するという処理に改訂されました。

令和4年末貸借対照表にある資産見返負債のうち、運営費交付金や寄附金を財源とする資産見返負債について収益化の処理を行ったことから、臨時利益の増、当期総利益の増、当期末処分利益の増となりました。

なお、臨時利益については、キャッシュの裏付けはなく、国の指針で地独法第40条第1項の積立金として整理することとなります。

